

同時提供先：大阪府政記者会
近畿建設記者クラブ

PRESS RELEASE



令和元年6月13日

< 報道関係各位 >

大阪北部地震から1年。災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の利用実績は、1,065件。

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：加藤利男）では、「大阪府北部を震源とする地震」等からの早期復興を支援するため、大阪府と連携して創設した「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」（参考資料参照）を実施しております。

ここでは、「大阪府北部を震源とする地震」等により被害を受けた方に対する当該融資の申込受付を開始した平成30年7月から令和元年5月末までの申込件数等について、別紙のとおり、お知らせします。

- 1 「大阪府北部を震源とする地震」等により被害を受けた方に対する平成30年7月から令和元年5月末までの「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」の申込件数等

申込件数（速報値）：1,065件

実行件数：602件（実行金額：9億4,270万円）

- 2 「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」の申込受付期間

令和2年3月31日（火）まで

（注）申込みにあたっては、大阪府内の市町村から交付された「り災証明書」が必要となります。

（注）「平成30年7月豪雨」又は「平成30年台風第21号」で被災された方も当該融資をご利用いただくことができます。

（参考）機構ホームページ「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_osaka_hosyu/index.html

《本件に関する報道関係の方からの照会窓口》

近畿支店 災害融資受付センター 中尾、井上、松崎

TEL：06-6281-9354

○「大阪府北部を震源とする地震」等により被害を受けた方に対する平成30年7月から令和元年5月末までの「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」の申込件数等

（単位：件、百万円）

	申込件数	実行件数	実行金額
補修・大阪府利子補給型	1,065	602	942.7
うち 大阪府北部を震源とする地震	616	376	614.1
平成30年7月豪雨	2	1	2.0
平成30年台風第21号	447	225	326.6

（注）申込件数は、住宅金融支援機構に登録された申込みの件数です。令和元年5月末までに住宅金融支援機構や受託金融機関において申込みを受け付けたもので、登録に至っていないものは含まれておりません。なお、補修工事が完了し、融資が実行されるまでには一定に期間を要することから、申込件数と実行件数に差が発生しています。

○「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」を利用したお客さまからの声

- ・高齢で年金収入はあるものの、まとまった工事費を支払う余裕がなく、資金を工面することに困っていたところ、機構の融資制度があったので本当に助かりました。
- ・住宅が被災し、住み続けるかどうか悩んでいたところ、機構の融資制度があることを知り、借入の申込みをしました。機構が審査結果をととても早く出してくれただけでなく、金融機関も融資の契約手続きから資金実行までスムーズに行ってくれたので、本当に感謝しています。
- ・融資が承認となってほっとしています。久しぶりに住宅ローンという大きなお金を借りるため不安でいっぱいでしたが、職員の方が優しく丁寧に対応してくれて、とても嬉しかったです。
- ・資金受取の日が決まりました。今まで、本当に丁寧に対応してくれてありがとうございました。機構の災害復興住宅融資があり、本当に助かりました。まだ修理ができていない知人もいたので、機構の融資のことを教えておきました。
- ・大阪府の利用確認書を再申請する際に、機構が大阪府と連絡調整して手続きに協力してくれたおかげで、その日のうちに取得することができ、資金交付が延期にならずに済みました。機構や大阪府には臨機応変に対応していただき感謝しています。

<災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の概要>

(1) 対象者

大阪府内の被災住宅の所有者又は居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「り災証明書」を交付されている方（賃貸事業を行う場合は対象外）

(2) 対象工事

「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」又は「平成30年台風第21号」により被害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）

(3) 融資条件

ア 融資額：200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）

イ 返済期間：10年以内

ウ 融資金利：0%

※ 上記融資額（200万円又は300万円）を超えるお借入れを希望される場合は、無利子融資と併せて730万円まで機構の通常の「災害復興住宅融資（補修資金）」もご利用いただけます。

(4) 申込受付期間

平成30年7月17日（火）～令和2年3月31日（火）

(5) 申込先

ア 郵送によるお申込先

住宅金融支援機構 災害融資受付センター

〒541-8546

大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番20号

住宅金融支援機構近畿支店1階

※ 営業時間：月～金曜日 10:00～17:00（祝日・年末年始は休業）

イ 来店によるお申込先

次の(a)又は(b)の窓口でお申し込みいただけます。

(a) 住宅金融支援機構 災害融資受付センター

〒541-8546

大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番20号

住宅金融支援機構近畿支店1階

※ 営業時間：月～金曜日 10:00～17:00（祝日・年末年始は休業）

(b) りそな銀行の大阪府内の各支店等（85店舗）

※ りそな銀行で融資の契約を行い、りそな銀行の口座で返済を行う方に限ります。

※ 出張所及びセブンデイズプラザを除きます。

※ りそな銀行では郵送による受付は行っておりません。

※ 営業時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始は休業）

(6) 申込受付窓口に来られないお客さまの電話相談窓口

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話料無料）

※営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。）

※ご利用いただけない場合（国際電話など）は、048-615-0420

（通話料金がかかります。）におかけください。